令和８年第５回市議会定例会付議事件表

８月３１日提出

番　　号	件　　名
議案第８１号	市長の専決処分事項の承認について
議案第８２号	真岡市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第８３号	真岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第８４号	真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
議案第８５号	真岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議案第８６号	真岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第８７号	真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第８８号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
議案第８９号	真岡市火入れに関する条例の一部改正について
議案第９０号	真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第９１号	真岡市景観条例の一部改正について
議案第９２号	市有財産の譲渡について
議案第９３号	令和７年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第９４号	令和７年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第９５号	令和８年度真岡市一般会計補正予算（第７号）
議案第９６号	令和８年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）

議案第９７号	令和７年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計ほか５件の特別会計決算の認定について
議案第９８号	令和７年度真岡市公営企業会計決算の認定について
報告第　７号	令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第　８号	令和７年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書の提出について
報告第　９号	令和７年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告及び決算書の提出について
報告第１０号	議会の委任による専決処分事項の報告について

議案第８１号

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により承認を求める。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

専決第１１号　　令和８年度真岡市一般会計補正予算（第６号）

（別冊）

議案第８２号

真岡市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

真岡市教育委員会委員小倉淳子は、令和８年９月３０日任期満了につき、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

氏　　名　　音頭　玲子

生年月日　　昭和３５年１２月２４日

住　　所　　真岡市熊倉町４８０９番地１３

職　　業　　通信制高校顧問

議案第８３号

真岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

真岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

真岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１１条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（説明）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い生じる引用条項のずれを改めるものである。

議案第８４号

真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、同表７の項中「第１３条第１項」の次に「若しくは第１３条の２」を加える。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第１の２の項の改正規定　公布の日

(2) 別表第１の７の項の改正規定　健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第３１号）附則第１条第６号に定める日

（説明）

被害者参加人としての裁判所等への出頭を特別休暇の対象とするほか、母子保健法の一部改正に伴い生じる引用条項のずれを改めるものである。

議案第８５号

真岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

真岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

真岡市職員等の旅費に関する条例（平成１０年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項に次の１号を加える。

(5) 旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第３条第５項中「その出発前に」を「次条第３項の規定により」に、「を変更」を「の変更」に、「以下同じ。）され」を「同項及び同条第４項並びに第５条において同じ。）を受け」に、「において」を「その

他規則で定める場合には」に、「があるときは、当該金額のうち」を「のうち、」に、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第６項中「交通機関等の事故又は」を削り、同条に次の１項を加える。

７　第１項、第２項、第４項及び第５項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第４条第１項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第３項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第４項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関し必要な」を「規則で定める」に、「を記載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わなければ」を「書面により通知しなければ」に改め、同項ただし書中「これを提示」を「旅行命令票等に当該事項の記載又は記録をし、これを書面により通知」に改め、同項後段を削り、同条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載又は記録をし、書面を交付しなければならない。

第５条第１項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第６条の見出し中「普通」を削り、同条第１項中「普通」を削り、「車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第５項中「車賃」を「その他の交通費」に、「鉄道を除く。以下同じ。」を「鉄道（鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正１０年法律第７６号）第１条第１項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を除く。」に改め、同条第６項中「日当」を「宿泊手当」に、「旅行中の日数に応じ１日」を「宿泊した夜数に応じ１夜」に改め、同条第７項及び第８項を次のように改める。

７　宿泊費は、第１８条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

８　包括宿泊費は、第１９条に規定する合計額により支給する。

第６条に次の２項を加える。

９　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。

１０　死亡手当は、第３条第２項第４号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

第７条を次のように改める。

第７条　削除

第８条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第６条に規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第９条から第１１条までを次のように改める。

第９条　削除

第１０条　削除

第１１条　削除

第１２条第１項中「しようとする者」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「所定の請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第４項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を、「当該旅費の」の次に「支出又は」を加え、「支払い」を「支払」に、「支払担当者等」を「支出命令権者等」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第３項中「支払担当者等」を「支出命令権者等」に改め、同条第４項中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、「並びに」を「、」に、「前項に規定する期間」を「第３項に規定する期間その他の必要な事項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第３項の次に次の２項を加える。

４　第１項の請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

５　前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は書類を提出したものとみ

なす。

第１３条から第２１条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第１３条　鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第１４条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前３号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第１５条　航空賃は、航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１８項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前２号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第１６条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号、第３号及び第５号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 自家用の交通用具を使用する移動（旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）に係る費用として、当該移動の路程１キロメートルにつき規則で定める費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第４号の費用は、全路程を通算して計算する。

３　前項の規定により通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第１７条　削除

（宿泊費）

第１８条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が１０級以下の者とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第１９条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払

われる費用とし、その額は、当該移動に係る第１３条から第１６条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第２０条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

第２１条　削除

第２５条第１項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削る。

第２６条を第２９条とし、第２５条の次に次の３条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第２６条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第１３条第１項各号、第１４条第１項各号、第１５条第１項各号及び第１６条第１項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第８条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第６条、第８条、第１８条及び第１９条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の返納）

第２７条　支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなけ

ればならない。

２　旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（監督）

第２８条　総務部長は、この条例の適正な執行を確保するため、各部長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（真岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　真岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３０条第２項後段を削る。

（真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例の一部改正）

第３条　真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例（昭和４０年条例

第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第２副団長以下団員の項中「この場合において、副団長にあっては７級以上の職務にある者と、分団長にあっては４級、５級又は６級の職務にある者と、その他の団員にあっては３級の職務にある者とそれぞれみなす。」を削る。

（経過措置）

第４条　この条例による改正後の真岡市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第２条第１項第３号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第３条第４項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の真岡市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第３条第４項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第２条第１項第３号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

第５条　新条例第３条第５項及び第６項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受け

ることができる場合について適用し、旧条例第３条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

第６条　新条例第２７条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

第７条　真岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第３０条第２項の規定により真岡市職員等の旅費に関する条例の例によることとされる場合においては、附則第４条の規定を準用する。

第８条　真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例別表第２副団長以下団員の項の規定により真岡市職員等の旅費に関する条例を準用することとされる場合において、施行日前に出発する出張については旧条例を、同日以後に出発する出張については新条例を準用する。

（説明）

国家公務員の旅費制度に準じて、経済社会情勢の変化に対応するため旅費の種類及び支給額並びに支給対象を見直すほか、旅費の適正な支出を確保するための規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

議案第８６号

真岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

真岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

真岡市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和４４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

１　内国旅行の旅費

鉄道賃、船賃、航空賃	その他の交通費	宿泊費、宿泊手当（１夜につき）	包括宿泊費
国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第３０６号）における指定職職員等の規定の例による額	真岡市職員等の旅費に関する条例（平成１０年条例第６号）の規定の例による額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令における指定職職員等の規定の例による額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令における指定職職員等の規定の例による額

２　外国旅行の旅費

真岡市職員等の旅費に関する条例第２４条の規定を準用して定める額（この場合において、市長等に対応する国の職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第６条第１項第１１号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員とする。）

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（説明）

国家公務員の旅費制度に準じて、経済社会情勢の変化に対応するため旅費の種類及び支給額を見直すものである。

議案第８７号

真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第９７号）の一部を次のように改正する。

別表（２）を次のように改める。

別表（２）

１　内国旅行の旅費

区分	鉄道賃、船賃、航空賃	その他の交通費	宿泊費、宿泊手当（１夜につき）	包括宿泊費
執行機関の長及び監査委員	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第３０６号）における	真岡市職員等の旅費に関する条例（平成１０年条例第６号）の規定の例による	国家公務員等の旅費に関する法律施行令における指定職職員等の規定の例によ	国家公務員等の旅費に関する法律施行令における指定職職員等の規定の例によ

	指定職職員等の規定の例による額	額	る額	る額
執行機関の委員、附属機関の委員及びその構成員並びに臨時又は非常勤の顧問、調査員、各種委員及びこれらのものに準ずる者	真岡市職員等の旅費に関する条例の規定の例による額			

２　外国旅行の旅費

真岡市職員等の旅費に関する条例第２４条の規定を準用して定める額（この場合において、執行機関の長及び監査委員に対応する国の職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第６条第１項第１１号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員とする。）

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例の一部改正）

第２条　真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例（昭和４０年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第２団長の項中「執行機関の長　監査委員の項」を「執行機関の長及び監査委員の項」に改める。

（経過措置）

第３条　この条例による改正後の真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）別表（２）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

第４条　真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例別表第２団長の項の規定により真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（２）執行機関の長　監査委員の項（施行日以後においては、別表（２）執行機関の長及び監査委員の項）を準用することとされる場合において、施行日前に出発する出張についてはこの条例による改正前の真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（２）執行機関の長　監査委員の項を、同日以後に出発する出張については新条例別表（２）執行機関の長及び監査委員の項を準用する。

（説明）

国家公務員の旅費制度に準じて、経済社会情勢の変化に対応するため旅費の種類及び支給額を見直すものである。

議案第８８号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和３９年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「別表により」を削る。

第２条の見出しを「実費弁償の額及び支給方法」に改め、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　実費弁償の額は、真岡市職員等の旅費に関する条例（平成１０年条例第６号）の規定により一般職の職員に支給する旅費に相当する額とする。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（説明）

市議会等、選挙管理委員会、監査委員、自治紛争処理委員、公平委員会又は農業委員会の求めに応じ出頭した者及び公聴会に参加した者へ支給する実費弁償について、一般職の職員に支給する旅費に相当する額を支給することとするものである。

議案第８９号

真岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

真岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例

真岡市火入れに関する条例（昭和５９年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「異常乾燥注意報又は」を「暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災注意報若しくは」に改め、同条第２項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

火入れの中止の条件として、新設された林野火災注意報を追加するほか、所要の改正を行うものである。

議案第９０号

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「第１３条」を「第１３条の２」に改める。

附　則

この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第３１号）附則第１条第６号に定める日から施行する。

（説明）

母子保健法の一部改正に伴い生じる引用条項のずれを改めるものである。

議案第９１号

真岡市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

真岡市景観条例の一部を改正する条例

真岡市景観条例（令和元年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

（説明）

景観法の一部改正に伴い生じる引用条項のずれを改めるものである。

議案第９２号

市有財産の譲渡について

次のとおり市有財産を無償譲渡したいので、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

１　譲渡財産

無蓋貨車（国鉄トラ７００００形貨車）　２両

２　譲渡の相手方

千葉県夷隈郡御宿町浜５５４番地

鈴清建設株式会社

代表取締役　鈴　木　和　之

（説明）

真岡市が所有する国鉄トラ７００００形無蓋貨車を、小湊鉄道株式会社の土木工事を請け負っている建設業者へ無償で譲渡するものである。

議案第９３号

令和７年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のとおり未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第３２条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

令和７年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金６７１，９２９，２８０円のうち７０，０００，０００円を建設改良積立金へ積み立て、７２，５５８，１０７円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

議案第９４号

令和７年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のとおり未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第３２条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

令和７年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金４７１，４３４，３４７円のうち５９，８１７，５８５円を減債積立金へ、１８４，７２５，７３１円を建設改良積立金へ積み立て、２２６，８９１，０３１円を資本金へ組み入れるものとする。

議案第９７号

令和７年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計
ほか５件の特別会計決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和７年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計ほか５件の特別会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

１　令和７年度真岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）

１　令和７年度真岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）

１　令和７年度真岡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）

１　令和７年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書（別冊）

１　令和７年度真岡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算書（別冊）

１　令和７年度真岡市休日夜間急患診療所特別会計歳入歳出決算書（別冊）

１　令和７年度真岡市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）

議案第９８号

令和７年度真岡市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和７年度真岡市公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

１　令和７年度真岡市水道事業会計決算書（別冊）

１　令和７年度真岡市下水道事業会計決算書（別冊）

報告第７号

令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

１　健全化判断比率　（単位：％）

比率名	比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	１２．５０
連結実質赤字比率	－	１７．５０
実質公債費比率	４．６	２５．０
将来負担比率	－	３５０．０

２　資金不足比率　（単位：％）

会計名	比率	経営健全化基準
水道事業	－	２０．０
下水道事業	－	２０．０
産業団地整備事業	－	２０．０

注　「－」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

報告第８号

令和７年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書の提出について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、もおか鬼怒公園開発株式会社の事業報告及び決算書を提出する。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

令和７年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書（別冊）

報告第９号

令和７年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告及び決算書の提出について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人真岡市農業公社の事業報告及び決算書を提出する。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

令和７年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告書及び収支決算書（別冊）

報告第１０号

議会の委任による専決処分事項の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月３１日提出

真岡市長　中　村　和　彦

記

専決第　９号　　損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第１０号　　損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第１２号　　損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第１３号　　損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第９号

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和８年７月６日

真岡市長　中　村　和　彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和８年４月９日、真岡市田町地内の県道１１９号線で発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

１　損害賠償額　　３０，９００円

２　和解の条件　　損害賠償として、車両修理費のうち３０，９００円を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

３　相手方　　住所　真岡市

氏名　個人

専決第１０号

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和８年７月１７日

真岡市長　中　村　和　彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和８年６月１１日、真岡市荒町二丁目地内にある市道１２４１号線の街路樹の剪定作業中に剪定枝が民家のフェンスに接触したことにより発生した物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

１　損害賠償額　　２２７，７００円

２　和解の条件　　損害賠償として、フェンスの修理費２２７，７００円を支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

３　相手方　　住所　真岡市

氏名　個人

専決第１２号

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和８年８月６日

真岡市長　中　村　和　彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和７年７月４日に発生した、真岡市八木岡地内の市道１１８号線の側溝の蓋が破損していたことに起因する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

１　損害賠償額　　２３，２９８円

２　和解の条件　　損害賠償として、車両修理費２３，２９８円を支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

３　相手方　　住所　真岡市

氏名　個人

専決第１３号

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和８年８月６日

真岡市長　中　村　和　彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和７年１２月３日、真岡市西田井地内の市道２４０号線を走行していた車両に、市が所有する樹木の枝が落下したことにより発生した物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

１　損害賠償額　　３２１，９９２円

２　和解の条件　　損害賠償として、車両修理費３２１，９９２円を支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

３　相手方　　住所　芳賀郡益子町

氏名　個人